

大学博物館等協議会会則

平成10年11月27日 制定

平成19年 6月 8日 改定

平成27年 6月25日 改定

平成28年 6月30日 改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大学博物館等協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 本会の英文名は、Japanese Council of University Museums とする。

(会員)

第2条 協議会の会員は、大学に附置された博物館、美術館、資料館、史料館等（以下「博物館等」という。）とする。

2 協議会の目的に賛同し、入会を希望する前項以外の博物館等で、館長会議が入会を認めた博物館等は会員とする。

3 退会を希望する会員は、協議会に申し出るものとする。

4 退会を希望する会員は、退会の日までに会費等の未払いについて納付しなければならない。

5 退会の場合、当該年度の会費は、これを返還しない。

(目的)

第3条 協議会は、会員相互の緊密な連絡と協力により、大学等における学術標本の収集・保存・活用の上を図り、もって教育・研究の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

(1) 博物館等の諸活動における相互協力の推進

(2) 博物館等に関し必要な調査研究

(3) 日本博物科学会等の開催

(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 役員

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

(3) 監査1名

(役員を選任)

第6条 会長、副会長及び監査は、会員の互選により選出する。

(役員の任期)

第7条 会長、副会長及び監査の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(監査)

第9条 監査は、協議会の会計を監査する。

第3章 会議

(館長会議)

第10条 協議会に第4条の事業を円滑に行うため、館長会議を設置する。

2 館長会議は、協議会構成組織の代表者をもって組織する。

3 館長会議は、会長が招集し、その議長となる。

4 館長会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 会員の入退会に関すること。

(3) 事業の実施及び予算に関すること。

(4) 博物科学会の企画立案及び運営に関すること。

(5) 博物館等の調査研究に関すること。

(6) その他協議会運営に関わる事項の決定に関すること。

5 館長会議は、構成員の過半数以上の出席がなければ、議事を開くことはできない。

6 館長会議は、委任状による代理出席を認める。委任状の様式は別紙様式第1号とする。

7 館長会議には各館若干の陪席者(実務担当者、又は協議会構成組織の代表者が必要と認めた者)を認める。

8 館長会議の議事は、本会則に別段の定めがある場合のほかは、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

9 館長会議の議長は、審議の結果を総会で報告しなければならない。

第4章 総会

(総会の招集)

第11条 会長は、少なくとも1年に1回通常の総会(原則として6月に開催)を招集しなければならない。

2 会長は、会員の3分の1以上から理由を示して要請があったときは、臨時の総会を招集することができる。

(総会の議長)

第12条 総会の議長は、会長が行う。

2 議長に事故があった場合は、副会長が代行する。

(総会の定足数及び議決)

第13条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第14条 本会則に別段の定めのあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経ることを要する。

(1) 館長会議からの提案を受け、協議会として意思統一を図る必要性のある事項

(2) その他会員全体の意見を聴取すべきと判断される事項

第5章 会計

(経費)

第15条 協議会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会費)

第16条 会員の会費は、総会で定める。

2 会員は、前項の会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、通常の前年度の日から翌年度の通常の前年度の前日までとする。

(予算及び決算)

第18条 予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、会長校である博物館等に置く。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第20条 この会則は、館長会議において出席構成員の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

附 則

この会則は、平成10年11月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。